

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	職業転換給付金支給認定事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、職業転換給付金支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県知事

## 公表日

令和7年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職業転換給付金支給認定事務
②事務の概要	・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、給付金を支給する事務 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四から第五条に係る申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
職業転換給付金支給認定関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表項番72
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県商工観光労働部雇用労働室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県商工観光労働部雇用労働室 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-3342
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人未満(任意実施) ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット端末にて照会する際は、4情報または住所を含む3情報データ入力の場合はを入力することによる照会を行っている。データ入力等の手作業が必要な場合は複数の職員により確認を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 ]	[ <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	--	--	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

大分県個人情報の管理に関する規定に基づき、個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して研修を実施している。具体的には、個人情報を取り扱う従業者について、情報セキュリティ研修(個人情報保護コース)を毎年受講するための措置を講じている。このことから、従業者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月16日	I-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の51の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表項番72	事後	
令和7年12月16日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の26及び87の項 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の71の項	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項	事後	
令和7年12月16日	IV-8 人手を介在させる作業		新様式への変更	事後	
令和7年12月16日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更	事後	